

(写)

平成 30 年 (2018 年) 7 月 18 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市市民協働審議会
委員長 志 村 直 愛

市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて (答申)

平成 29 年 4 月 14 日付け横市市第 3 号で諮問があった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 見直しの方向性

- (1) 現行の市民協働推進補助金及び特定非営利活動法人補助金のうち一般寄附分は、対象団体や対象事業について類似しており、これらの制度の棲み分けが分かりにくいことから、制度を整理・統合し、一つの制度にする。
- (2) 整理・統合後の制度では、事業費補助であるという観点から、法人格の有無を問わず、あらゆる市民公益活動団体を対象とした制度にする。
- (3) 特定の団体や分野への支援を希望する市民や事業者が、多数存在することから、現行の特定非営利活動法人補助金のうち団体・分野希望寄附分補助については、あらたな制度とは別に、今後も継続する。

2 見直し後の制度の具体的なあり方

別紙「市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて」のとおり

【参考】見直し前後の制度体系イメージ（新旧対照表）

< 現行制度 >

	市民協働推進補助金	特定非営利活動法人補助金（一般寄附分）
制度趣旨	市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を活かし個性豊かな地域社会を実現するため。	市民公益活動を行う特定非営利活動法人を支援するため。
対象団体	市民公益活動団体全般（法人格の有無は問わない）	NPO 法人のみ（事前登録制）
補助対象	事業費のみ	事業費のみ
補助限度額	50 万円	10 万円
補助率	補助対象経費の 80%以内	補助対象経費の 80%以内
審査方法	書類審査 公開プレゼン	書類審査
審査基準	①公益性 ②効果性 ③予算・計画の現実性 ④先駆性・独創性・迅速性 ⑤市民参画・連携性	①社会的意義 ②成長性 ③予算の現実性 ④計画性 ⑤先駆性 ⑥補助の必要性
回数制限	同一事業で 3 回まで	同一事業で 5 回まで
財源	H29 まで 一般財源 H30 NPO 支援基金（一般寄附）	NPO 支援基金（一般寄附）
予算総額	概ね 2,500 千円以内	概ね 1,300 千円以内

< 見直し後 >

(新) 市民協働推進補助金
市民公益活動の活性化を図ることを目的とする。 (従前と同様の趣旨)
市民公益活動団体全般 (法人格の有無は問わない)
事業費のみ
50 万円
補助対象経費の 80%以内
書類審査 公開プレゼン (プレゼンは補助希望額の高い団体から 10 団体程度のみ)
①公益性 ②事業計画の現実性・効果性 ③予算の現実性 ④先駆性・独創性・迅速性 ⑤市民参画・連携性
同一 <u>団体</u> で 3 回まで
NPO 支援基金（一般寄附）＋一般財源
概ね 3,800 千円以内を想定 (H30 予算額ベース)

< 別制度として継続 >

特定非営利活動法人補助金（希望寄附分）
特定非営利活動法人の活動基盤を強化することを目的とする。
NPO 法人のみ (事前登録制、支援を希望する寄附があった団体のみ)
事業費及び運営費
前年度の寄附額に応じた額（上限なし）
補助対象経費の 100%以内
書類審査
事業計画・予算の具体性
制限なし (寄附があり続けられれば)
NPO 支援基金（団体・分野希望寄附）
前年度の寄附額に応じた額

**市民公益活動を対象とする補助金制度の
見直しについて**
—平成 31 年度実施に向けて—

**平成 30 年（2018 年）7 月
横須賀市市民協働審議会**

目 次

I	はじめに	1
II	見直しの方向性	2
1	基本方針	2
2	補助の仕組み	2
3	予算	3
III	制度体系	3
1	補助限度額	3
2	補助金交付回数制限	4
3	交付申請回数に関する留意点	4
4	交付回数の経過措置	4
5	審査の方針	5
6	実績報告の方針	5
IV	おわりに	6
	【備考】市民協働審議会の審議経過	7

《年号の表記について》

今後、元号の変更が予定されているが、本答申時点では、新元号が決まっていないため、表記の連続性および分かりやすさの観点から、和暦で表記するか所については、平成の表記としている。

I はじめに

平成 29 年 4 月、当審議会は、「市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて」市長から諮問を受け、市民公益活動を対象とした助成金である「市民協働推進補助金」及び「特定非営利活動法人補助金のうち一般寄附分」について、市民にとってより分かりやすく、使いやすい制度とするには、どのような制度とすることが望ましいのか検討を行ってきた。

この度、平成 31 年度からの見直しに向けて行った検討の結果として、市民公益活動を対象とするあらたな補助金制度の具体的なあり方を答申するものである。

<参考：現行の市民公益活動を対象とする補助金制度>

	市民協働推進補助金	特定非営利活動法人補助金
制度趣旨	市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を活かし個性豊かな地域社会を実現するため。	市民公益活動を行う特定非営利活動法人を支援するため。
開始年度	平成 14 年度	平成 21 年度
対象団体	NPO 法人を含む市民公益活動団体	NPO 法人のみ（事前登録制）
補助対象	市民公益活動 事業費のみ	市民公益活動 ・希望寄附分補助 ※ 事業費及び運営費 ・一般寄附分補助 事業費のみ
補助限度額	最大 50 万円	・希望寄附分補助 寄附額に応じて変動 ・一般寄附分補助 最大 10 万円
審査方法	書類 公開プレゼンテーション	書類
審査員	審議会委員	審議会委員
回数制限	同一事業で 3 回まで	・希望寄附分補助 制限なし （寄附が存在すれば何回でも） ・一般寄附分補助 同一事業で 5 回まで
財源	・平成 29 年度まで 一般財源 ・平成 30 年度 NPO 支援基金 一般寄附	NPO 支援基金 ・希望寄附分補助 団体・分野希望寄附 ・一般寄附分補助 一般寄附
予算総額	H30 予算総額 2,500 千円	・希望寄附分補助 H30 補助上限額 1,470 千円 ・一般寄附分補助 H30 予算総額 1,300 千円

「特定非営利活動法人補助金」制度の詳細

補助金の種類	補助額の算出方法
ア 団体希望寄附分補助金	当該団体への支援を希望した寄附金の合計額を上限とする。
イ 分野希望寄附分補助金	当該活動分野への支援を希望した寄附金の合計額を当該活動分野に登録されている団体数で除して得た額を上限とする。
ウ 一般寄附分補助金	団体又は分野を特定しない寄附金の合計額を財源として、予算の範囲内で審査において決定した額（上限10万円）。

※上記の表では、ア・イをまとめて「希望寄附分補助」と表記

II 見直しの方向性

1 基本方針

これらの制度は、事業を行うための「補助」であることから、長期的には、市民公益活動団体の基盤が強化され、自主的・自律的な運営が見いだせるような支援となる制度にすることが望ましい。

2 補助の仕組み

(1) 制度の整理・統合

現行の市民協働推進補助金及び特定非営利活動法人補助金のうち一般寄附分は、対象団体、補助限度額、審査方法、回数制限などについて、その範囲や規模の大小の差による違いがあるものの、比較すると根本的な違いが見出しにくい状況にあり、それぞれの制度の棲み分けが分かりにくい。

さらに、根本的な相違点であった、これらの補助金の財源が、平成30年度、「NPO支援基金」に一本化されていることから、原則として1つの制度に整理・統合されたい。

(2) 対象団体

市民公益活動に対する事業費補助であり、活動内容に着目して支援を行う制度であることから、NPO法人のみを支援する意義が薄いため、整理・統合後の制度では、法人格の有無を問わず、あらゆる市民公益活動団体が取組み内容に応じて応募できる制度とされたい。

(3) 特定の団体・分野への支援を希望する寄附があった場合

制度を見直すにあたって、市民や事業者の寄附によって市民公益活動を支える機運を醸成するという、基金創設時の理念は残していくべきである。

特定の団体・分野への支援を希望する市民や事業者が、現状、多数存在することからも、特定非営利活動法人補助金（団体・分野希望寄附分補助）は、今後も継続することが望ましい。なお、対象は引き続き、県の認証を受けたNPO法人に限定されたい。

3 予算

財源として、市民や事業者からの寄附を積み立てた「NPO 支援基金」を充当することとなるが、基金への寄附は年度ごとに落差があることが窺える。しかし、応募団体にとって不安定な制度にすることは好ましくないため、年度ごとの予算額は概ね一定の水準から変わらないことが望ましい。

市の厳しい財政状況を鑑み、総予算額は、現行の「市民協働推進補助金」と「特定非営利活動法人補助金（一般寄附分補助）」をあわせた額の範囲内で、調整されたい。

Ⅲ 制度体系

1 補助限度額

市民協働推進補助金の補助上限額は、これまでの平均交付額や、他の自治体における補助上限額と比較すると大きな額であるように捉えられるが、本制度において過去に上限額での交付実績もあることから、当面は、現行の「50 万円」を維持することとし、設定されたい。

<参考：現行の補助金制度における交付実績>

(件)

	市民協働推進補助金						特定非営利活動法人補助金
	～10万円	～20万円	～30万円	～40万円	～50万円	合計	一般寄附分 (～10万円)
H25	2 (2)	3 (3)	3 (2)	3 (1)	0 (0)	11 (8)	25 (25)
H26	2 (2)	4 (1)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	11 (3)	23 (9)
H27	1 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	5 (2)	21 (6)
H28	4 (3)	5 (4)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	14 (11)	20 (4)
H29	2 (2)	6 (2)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	11 (6)	14 (0)
合計	11 (9)	20 (10)	11 (7)	6 (2)	4 (2)	52 (30)	103 (—)
平均	2.2 (1.8)	4 (2)	2.2 (1.4)	1.2 (0.4)	0.8 (0.4)	10.4 (6)	20.6 (—)

※ () は、新規申込件数

2 補助金交付回数の制限

限られた予算の範囲内において、より多くの団体、ひいては市民公益活動を行う初動の団体の支援を推進していくことが、この制度の趣旨のひとつである。

現行制度では、同一事業での交付回数にのみ制限を設けているが、支援対象となる事業を選定するにあたって、これまでに補助を受けた事業と何を以って同一と判断するのか見極めることが容易ではなく、こうした状況においては、審査書類の記載方法によって、その回数を超えて補助を受けられる団体と、そうでない団体が存在してしまうことが懸念される。

このため、補助を受けられる回数は、「同一団体において通算3回（3年度）を上限」として、補助を受ける団体が特定の団体に固定化しないようにされたい。

一方で、団体による回数制限を設けるにあたり、公益性の高い事業が3回の補助金交付終了とともに終わってしまうことがないように、その後の事業化に向けたサポートや、団体の努力を認めて評価し、知名度を向上させていくことが必要である。この制度を足がかりとして横須賀市の各部局へ繋いでいくなど、金銭的支援でない補助の仕組みについても、今後検討していくよう努められたい。

3 交付申請回数に関する留意点

市民公益活動の活性化を図ることを目的とし、事業費を補助するという仕組みは、なんら変わることはないことから、現行の「市民協働推進補助金」、「特定非営利活動法人補助金（一般寄附分補助）」における、団体ごとの交付実績を引き継ぐこととされたい。

このため、平成31年度時点において、現行の「市民協働推進補助金」または「特定非営利活動法人補助金（一般寄附分補助）」の交付を通算3回（3年度）以上受けている団体は、あらたな制度の申請は行えないものとされたい。

4 交付回数の経過措置

現行の制度において、通算3回を超えて補助金の交付を受けている団体が存在すること、特定非営利活動法人補助金（一般寄附分補助）については、当初通算5回までの交付回数に設定していたことを踏まえ、「平成30年度交付団体」については、これまでに通算3回以上、補助金を受けている場合であっても、その事業における交付回数が通算3回に達していない場合に限り、「同一事業において3回まで」補助を受けられることとされたい。

なお、この経過措置は、「平成33年度まで」を期限として実施されたい。

5 審査の方針

(1) 公開プレゼンテーションの実施団体

市民公益活動を市民の目で吟味すること、市民に知ってもらうことの重要性から、書類審査及び公開プレゼンテーション審査を原則とされたい。しかし、現行の特定非営利活動法人補助金（一般寄附分補助）は、支援対象となる事業の公益性を書類審査のみで判断していることを踏まえ、団体の負担軽減についても考慮していくことが望ましい。

こうした制度の連続性という観点から、以下のとおりとされたい。

- ① 公開プレゼンテーションの実施団体は、審査申込みをした団体のうち、原則として、補助希望額の高い団体から 10 団体程度を当審議会が指名するほか、実施を希望する団体がある場合には、できる限りその意向を尊重する。
- ② 指名を受けなかった団体等については、書類審査のみで判断する。

(2) 審査の方法

審査は、現行の市民協働推進補助金に準じた方法によって、当審議会において実施することが望ましい。

なお、評価基準は、次のとおりとされたい。

- ① 社会性の高い公益活動であること
- ② 事業計画に客観性及び現実性があり、事業実施による効果が期待できること
- ③ 予算計画に客観性及び現実性があること
- ④ 市民公益活動としての特性が活かされていること
- ⑤ 広くボランティアが参加できるような活動であること

6 実績報告の方針

公金による補助を受けた団体は、事業実施後に、市民に対して補助金の使途を報告することが重要であり、こうした趣旨を団体に周知するためにも、活動報告会を実施することが望ましい。また、プレゼンテーション形式により活動をアピールすることで、賛同者が増加し、団体の自立運営に繋がることが期待できる。

このため、補助を受けた団体については、審査の公開プレゼンテーションを実施していない団体を中心に活動報告会への出席を求めることができるものとし、実施を希望する団体がある場合には、できる限りその意向を尊重されたい。

IV おわりに

横須賀市では、市民公益活動を対象とする補助金制度として、平成 14 年度に「市民協働推進補助金制度」が創設されている。

その後、「市民一人ひとりの自由な発想を抛り所とする NPO 活動については、行政からの助成に頼らず、市民や企業など民間の自由な意思に基づく寄附によって支えられることが理想である」として、平成 18 年 11 月 20 日に当審議会がまとめた「(仮称)『横須賀市市民協働推進基金』の創設について(提言)」を受けて、平成 20 年 4 月に現在の「NPO 支援基金」が設立され、基金に積み立てた寄附の使い道として、平成 21 年度に「特定非営利活動法人補助金」を創設している。

基金が実を伴うまでには歳月を要することから、これらの制度を併行して推進されてきた。

横須賀市において、平成 27 年度から平成 29 年度まで、ふるさと納税促進の一環として導入された、各基金に対する寄附額と同額を市も拠出し、基金へ積み立てるマッチング方式が、平成 29 年度、NPO 支援基金にも導入されたことにより、結果的に、これらの補助金の財源が同一となったことが今回の見直しのきっかけとなったものの、現在までの制度運営の過程で、それぞれの制度において見直しを繰り返してきたことにより、新たな課題や一層の制度の重複が見つかったことも明らかである。

昨今においては、これらの制度により補助を受けた団体の活動報告からも見て取れるように、法人格の有無によらず、十分に公益性のある活動を行う団体が多く存在することが窺えることから、この答申書には、現在の横須賀市に相応しい、あらたな補助金制度について示している。

今後も、明るく生き生きとした地域社会を創出するために、市民にとってより分かりやすく、使いやすい制度とはどのようなものなのか、検討を重ねながら、当該制度を推進されたい。

【備考】市民協働審議会の審議経過

期日	審議回	内容
平成 29 年 4 月 14 日（金）	平成 29 年度 第 1 回市民協働審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題の詳細確認 ・ 他自治体の実施状況の確認 ・ 見直しの方向性・実施素案の確認 ・ 望ましい見直しの方向性に向けた検討
8 月 5 日（土）	第 2 回市民協働審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な制度体系案の検討
平成 30 年 1 月 29 日（月）	第 3 回市民協働審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な実施方法及び運用方法の検討
6 月 25 日（月）	平成 30 年度 第 1 回市民協働審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の検討